

添付法令資料 3 :

ウズベキスタン法令ニュースレター ～新通貨規制法の重要ポイント～

先にアジア経済法令ニュース [No.19-46](#) (191115) で紹介したとおり、ウズベキスタンにおいては、本年 10 月 23 日、通貨規制に関するウズベキスタン共和国法律の全部を改正する 2019 年 10 月 22 日付同国法律 No.ZRU-573 (以下、同法律による全部改正後の通貨規制に関するウズベキスタン共和国法律を「通貨規制法」という) が施行された。この全部改正は、2 回目であり、第 1 回全部改正前の当初の法律は 1993 年から 2003 年末まで、第 1 回全部改正後の法律は 2003 年末から 2019 年 10 月 22 日まで、それぞれ施行された。

今回の改正の重要と思われるポイントを以下に紹介する。

第 1 に、通貨規制法上の居住者（税法上の居住者の概念と異なるもの）に該当する者が従前より拡大された。これによって、外国に居住するウズベキスタン共和国国籍者、ウズベキスタン共和国の法律に従って設立された法人の国内外の支店及び事務所、ウズベキスタンの外交、貿易その他の代表（外国に所在するものを含む）、並びに、その本部がウズベキスタン国内に所在する国際機関がウズベキスタン通貨規制法上の居住者に該当することになった（通貨規制法第 6 条）。

第 2 に、国内において提供される商品（労務、役務を含む）の対価について外貨及び外貨単位に結び付けること（外貨単位による価格・料金表示等を含む。）が禁止されることになった（第 9 条。その違反に対する直接の罰則は規定されていないものの、行政的責任法、刑法等の関連する条文が適用される可能性があるため注意を要する）。同様の制限は、2017 年 9 月 2 日付の大統領令によって既に導入されていたが、同大統領令と民法等との法令の抵触の懸念もあったため、通貨規制法中に規定されるに至ったものと思われる。

第 3 に、居住者の外国における銀行口座開設に対する規制が変更された。従前、自然人（個人）は、外国での滞在期間中にのみ外国銀行口座を開設・利用できたが、今回の改正により同制限がなくなり、外国での滞在期間中でなくとも外国銀行口座を開設・利用できるようになった。他方、居住者である法人については、規制が厳格化され、ウズベキスタン共和国大統領若しくは同国政府の許可がある場合又は国際条約によって可能とされている場合に限り、外国銀行口座を開設・利用できるとされた（第 12 条）。

第 4 に、対外貿易（輸出入）契約に基づく資産価値（актив）のウズベキス

タン共和国本国への還流義務が明確化された。通貨規制法第 11 条によれば、輸出入契約上の資産価値 (актив) の本国への還流とは、非居住者の債務の履行による資金又は商品 (労務・役務) の受領、同種の反対債権による相殺に基づく非居住者の債務の消滅、当事者間に存在した当初の債務を同一当事者間における別の目的物等についての別の債務に代えること (更改) による当初債務の消滅、及び保険金の支払によって、非居住者の債務の全部又は一部が履行されることをいい、居住者 (若しくは非居住者) 又は当該者から権利を承継した者は、これらによる資産価値 (актив) の本国への還流を確保すべき義務を負う。

第 5 に、通貨取引の区分が変更され、国際通貨取引のうちの經常取引及び資本取引それぞれに属する取引の種類と要件 (金額の上限等) についても、変更があった。(第 14 条ないし第 18 条)。両取引は異なる規制に服するため、注意を要する。

ヤラシェフ・ノディルベック
ウズベキスタン共和国弁護士

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所